

答申書（平成 27 年 9 月）に対する方向性と今後の取組

提言項目	提 言 内 容	方向性と今後の取組
(1) 処理経費 の在り方	ア 持続可能な環境行政と市民サービスの在り方 も含めたごみ処理経費の削減の方策の検討 イ 家庭系ごみ及び事業系ごみの処理手数料の適 正な料金の設定 ・家庭系ごみ：ごみ処理経費の負担率を 15%と した平成 15 年度の基本的な考え方を踏襲 ・事業系ごみ：家庭系ごみとのバランスを考慮 ※ 消費税率の引上げ分を加味し、改定時期の 検討、周知等を適切に行うこと。	ア ごみ処理経費の削減の方策については、審議会の意見等を踏ま えて引き続き検討する。 イ 消費税率 10%への引上げが延期されたことに伴い、ごみ処理手 数料の改定についても、改定時期も含めて検討する。

提言項目	提 言 内 容	方向性と今後の取組
(2) 事業系ごみの減量化方策等	ア 事業者の意識付け及び啓発 (例：環境優良企業の認定による事業者のインセンティブ、展開検査) イ 併せ産廃年間受入数量の制限強化	ア 事業者の意識付け及び啓発を行う取組として、「事業系ごみ減量化マニュアル」を事業系ごみ処理手数料の改定時期に併せて作成し、市内事業者に配布できるよう準備を進める。 事業者のイメージアップに結び付くなどのインセンティブを与える取組について、先進事例を参考に市としての取組の在り方を検討する。 イ 現在の 1 事業者の併せ産廃年間受入数量 50 トンを超過する可能性のある事業所に対して、訪問や文書により指導する対応を行った。(平成 27 年度：2 件、平成 28 年度 10 月末現在：1 件) 今後の減量化に向けた受入制限の新基準については、循環型社会形成推進地域計画及び一般廃棄物処理基本計画の策定のほか、ごみ処理手数料の改定時期及び平成 32 年度に予定している新最終処分場の供用開始を見据えて設定する必要がある。その基礎資料を作成するため、平成 28 年度から着手した併せ産廃である研磨くずに係る名簿及びデータの整理を行う。

